

熊野市では台風12号の被災者に対して次のような支援を行います。

### 1 熊野市被災者生活再建支援金の支給

平成23年台風第12号発災時に熊野市に生活の本拠を有する世帯で、被害を受けた世帯の世帯主に支給します。

区 分	二人以上世帯	一人世帯
半壊世帯	350,000 円	262,500 円
床上浸水世帯	250,000 円	187,500 円

(注：半壊世帯の方で、国の被災者生活再建支援法の支援を受けられた方は受けられません。)

### 2 熊野市災害見舞金の支給

平成23年台風第12号発災時に熊野市に住民票があった世帯で、生活する住家が被害を受けた世帯の世帯主に支給します。

・全壊世帯	50,000 円
・大規模半壊世帯	30,000 円

(注：全壊、大規模半壊の世帯の方は、別途国の被災者生活再建支援制度があります。)

### 3 11月9日に熊野市災害義援金配分委員会を開催しまして、次のように義援金の一次配分を決めました。

配分は皆様からの申請に基づき、三重県の義援金と一緒に口座振込みで行います。

#### 義援金の一次配分一覧表

平成23年台風第12号発災時に熊野市に生活の本拠を有する世帯で、生活する住家が被害を受けた世帯の世帯主に支給します。

(三重県の義援金は戸数単位で支給します。)

単位：千円

区 分	全壊・流失	大規模半壊	半壊	床上浸水
熊野市	100	80	40	20
三重県	100	50	50	
合 計	200	130	90	20

これらの支援の案内通知と申請書を該当する被災者の皆様に発送いたしました。申請受付は、市役所福祉事務所、紀和総合支所、各出張所で受付いたします。

【お問い合わせ先 熊野市福祉事務所 電話 0597-89-4111 内線 164】